

地方財政措置が農業農村整備に与える影響等の分析
*Analysis for Influence of the Support for Local Finance
 on the Agricultural and Rural Development Project*

○川合 規史*, 徳若 正純**
 KAWAI Tadafumi, TOKUWAKA Masazumi

1. はじめに

農業農村整備事業に係る地方財政措置は、平成3年度に都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準として「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（「ガイドライン」）が制定されて以降、農業農村を巡る状況や事業制度の改正等に応じて必要な見直しを図っており、農業農村整備事業の推進に大きな役割を果たしてきた。一方、地方財政措置の内容は、多くの農業農村整備事業の実務担当者にとってはなじみが薄く、適切に評価されていない面がある。

そのような中、ここでは農業農村整備事業と地方財政措置との関連等について、統計的手法等を用いて分析することとした。

2. 農業農村整備事業に係る地方財政措置の概要

農業農村整備事業に係る地方財政措置には、大別して、地方交付税（普通交付税、特別交付税）における措置と地方債における措置がある。普通交付税は、毎年度、全国の都道府県及び市町村について、「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算定し、財源不足分を基準として交付される。「基準財政需要額」は、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要とされる額であり、一定の定められた行政項目ごとに次式により算定される。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

農業行政に係る基準財政需要額は、都道府県、市町村ともに、主に「農業行政費」という項目で農家数を測定単位として算定される。単位費用の金額や測定単位の種類等は総務省が定めており、農業農村整備事業に関しては、土地改良施設や農道の維持管理、多面的機能支払交付金等に要する経費を農業行政費の中で算入している。

3. 農業農村整備事業に係る地方財政措置の課題

(1) **地方負担の実態との乖離** ガイドラインが制定されて20年以上経過し、農業農村を巡る状況等も変化する中、農業農村整備事業の公共・公益性の高まり等を理由に、近年、多くの地方公共団体がガイドラインを上回る負担を行っている。例えば、平成24～26年度に着工した国営施設機能保全事業の実施地区

（北海道を除く13地区）について、平均実負担割合をみると、県は2.07%、市町村は6.26%をガイドラインよりも上乗せ負担している。

表1 国営施設機能保全事業実施地区の実負担割合

国	県	市町村	農家
2/3	19.07% (+2.07%)	12.26% (+6.26%)	2.00% (▲8.40%)

(2) **新たな政策的課題への対応** 老朽化が進むインフラの長寿命化や地域防災(国土強靱化に対応した施設の耐震化等)、農業の競争力強化、地方創生といった今日的課題に対応した

* 日本水土総合研究所 The Japanese Institute of Irrigation and Drainage

** 農林水産省農村振興局整備部水資源課 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

キーワード：農業農村整備事業，地方財政措置，基準財政需要額，維持管理費

地方財政措置について検討が必要である。

(3) **基準財政需要額（農業行政費）の算定** 今後、担い手に農地を集積・集約化して構造改革を進める自治体ほど農家数は減少していくが、農業行政費の算定について、現状のまま、農家数を測定単位とするのが政策的に妥当なのか検討が必要である。

4. 調査分析

(1) **地方交付税（基準財政需要額）と実負担との関係** 都道府県の土地改良施設の維持管理に係る実負担額と基準財政需要額について、全国のデータで分析すると、前者に対する後者の比率は低下傾向にあり、現在8割程度となっている。これを都道府県別にみると、都道府県で大きく異なる状況となっており、実負担額が小さい自治体では基準財政需要額が実負担額を上回っている場合もあるが、北海道や新潟県など実負担額が大きい自治体では基準財政需要額が負担額を大きく下回っている。

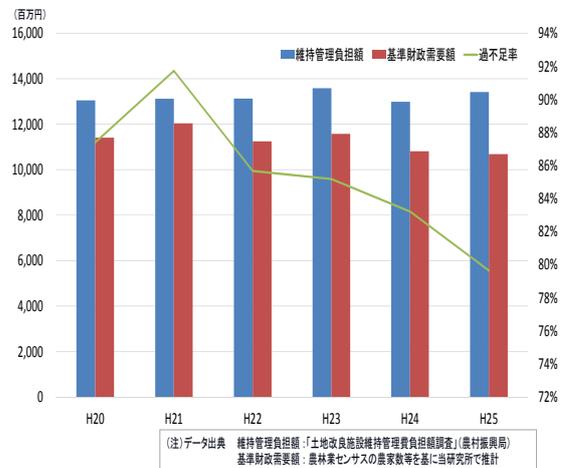


図1 都道府県の維持管理に係る実負担額と基準財政需要額

(2) **農家数と行政需要との関係** 基本的には農家数が同程度の自治体ならば同程度の農業行政費が見積もられることになる。しかし、実際には、農家数が同程度であっても市町村によって土地改良投資などの農業農村振興の取組度合いは異なり、農業産出額にも差がある。

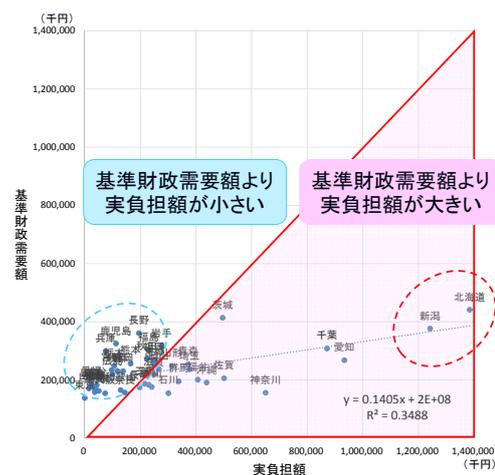


図2 維持管理に係る実負担額と基準財政需要額 (H24)

そこで、全国の市町村を農家数規模別（3階級）と農業地域類型別（4区分）で計12グループに分類し、このグループ毎に農業産出額と①農家数、②農林水産行政費、③農業農村整備事業費の3指標との関係を相関分析したところ、農家数よりも農林水産行政費または農業農村整備事業費の方が農業産出額との相関関係が強い傾向にあることがわかった。

表2 市町村における農業算出額と農家数、農林水産行政費、農業農村整備事業費との関係

農家数規模	地域別相関関係															
	都市的地域			平地農業地域			中間農業地域			山間農業地域						
	市町村数	農家数	行政費	NN事業費	市町村数	農家数	行政費	NN事業費	市町村数	農家数	行政費	NN事業費				
小 (100~499戸)	167	0.223	0.669	0.775	67	0.277	0.804	0.637	105	0.051	0.591	0.741	127	0.104	0.434	0.695
中 (500~1499戸)	194	0.256	0.597	0.428	123	0.136	0.741	0.553	196	0.216	0.573	0.647	105	0.137	0.069	0.202
大 (1500~4999戸)	155	0.543	0.326	0.383	86	0.539	0.302	0.140	165	0.497	0.369	0.422	48	0.612	0.338	0.527

※相関係数Rの強さの目安 **0.7~1.0** 強い相関あり **0.4~0.7** やや相関あり **0.2~0.4** 弱い相関あり

5. おわりに

本調査分析により、農業農村を巡る状況や地方負担の実態等を踏まえ、農業農村整備事業に係る地方財政措置に検討すべき課題があることを確認できた。今後、農家数を測定単位とした基準財政需要額の算定方法の検証も含めて、さらに検討を深めるべきと考える。